

平成26年第4回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第84号	宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	9月17日
議案第85号	平成25年度宝塚市水道事業会計決算認定について	認定 (全員一致)	
議案第86号	平成25年度宝塚市下水道事業会計決算認定について	認定 (全員一致)	
議案第89号	財産(災害対応特殊救急自動車)の取得について	可決 (全員一致)	
議案第92号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第93号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第94号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第95号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第96号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第97号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第98号	市道路線の認定変更について	可決 (全員一致)	
議案第99号	市道路線の認定変更について	可決 (全員一致)	
議案第100号	市道路線の認定変更について	可決 (全員一致)	
議案第104号	損害賠償の額の決定について	可決 (全員一致)	10月6日

審査の状況

① 平成26年 9月11日 (議案審査)

・出席委員 ◎井上 きよし ○中野 正 石倉 加代子 伊福 義治
 大河内 茂太 坂下 賢治 たぶち 静子 藤本 誠

② 平成26年 9月17日 (議案審査)

・出席委員 ◎井上 きよし ○中野 正 石倉 加代子 伊福 義治
大河内 茂太 坂下 賢治 たぶち 静子 藤本 誠

③ 平成26年10月 6日 (議案審査・委員会報告書協議)

・出席委員 ◎井上 きよし ○中野 正 石倉 加代子 伊福 義治
大河内 茂太 坂下 賢治 たぶち 静子 藤本 誠

(◎は委員長、○は副委員長)

議案番号及び議案名

議案第84号 宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

消防法施行令の一部を改正する政令が平成25年12月27日に公布されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするもの。

改正の内容は、多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものを指定催しとして指定し、主催者に対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務に関する計画の提出及び計画に基づく業務の実施を義務付けるとともに、計画を提出しなかった場合の罰則を規定しようとするもの。

論 点 条例改正の妥当性について

<質疑の概要>

問1 「指定催し」の規模は、国の指針では人数約10万人以上、露店数100店舗以上であるが、今回の改正で宝塚市は人数10万人以上、露店数50店舗以上としている。

露店数では要件を厳しくしているが、人数の規模が10万人では規制が緩いのでは。

答1 指定催しの規模は地域の実態に応じて定めることができ、清荒神や中山寺の年末年始の祭礼が該当する。現在会場型のイベントで50店舗を超えるものはないが、今後想定されるため要件を引き下げた。また要件に該当しないイベントでも、消防長又は消防署長が必要と認めるものは指定することができるので主催者と協議していきたい。

問2 今回の条例の罰則では両罰規定もあるがどのようなものか。また、改正内容をどのように周知していくのか。

答2 火災予防上必要な業務に関する計画の事前提出がなければ30万円以下の罰金が個人と個人の所属する法人等に科される。また、消防本部のホームページに掲載するとともに、立入検査や消防訓練などの機会を通じ周知していく。

問3 催しを指定する根拠があいまいだが、指定しようとする市内の催しはあるか。

答3 今回、消防法施行令改正の契機となったのは福知山の花火大会の事故であり、宝塚観光花火大会も相当数の人出も見込まれるので指定の必要があると考えている。

問4 指定するかどうかは規模ではなく催しの中身を考慮した上でのなるだろうが、指導はどのようにするのか。

答4 対象となりうる催し主催者や関係者に事前に聴き取り調査を行い、消防職員が現地調査に赴き事前の計画とあっているか確認をする。また、今回新たに設定された防火担当者には積極的に消防の行う講習に参加してもらう。

問5 指定要件にあてはまらないが、該当するであろうと思われる催しの事前の確認や
聴き取り調査はどうするのか。

答5 6月定例会での火災予防条例の改正で対象火気器具等を使用する露店等の開設届
が義務付けられており、8月時点で47件の届出があった。なお、今後も届出が見込
まれる。また大規模なイベントは従来から消防の警備などで関与しているので漏れ
ることはないと考えられる。

自由討議 なし

討 論 なし

審査結果 可決（全員一致）

平成26年第4回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第85号 平成25年度宝塚市水道事業会計決算認定について

議案の概要

平成25年度水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するもの。

平成25年度末の給水人口23万4,193人、年間有収水量2,375万4,278立方メートル、有収率97.0パーセント。

収益的収支については、仮受仮払消費税を含む決算額で収入総額42億5,075万2,942円、支出総額44億3,974万7,164円で、差し引き1億8,899万4,222円の赤字となり、消費税等に伴う経理処理をした結果、当年度は、2億5,847万4,768円の純損失となった。

また、資本的収支については、収入総額27億9,041万9,782円、支出総額23億9,998万5,769円となり、差し引き3億9,043万4,013円の黒字となった。

論点 1 経営状況について

<質疑の概要>

問1 人口減少傾向の中、今後の経営方針は。

答1 人口減少に伴い、水の需要も減り収入も減る。現状、老朽管路の更新や耐震化に取り組んでいるが遅れており、今後も相当な費用が発生する。現在の経営改革プランが平成27年度までであるため、経営安定化とともに国のビジョンにもある安全、強靱、持続の3つの視点を踏まえ、平成28年度からの次期計画を策定して取り組む。

問2 惣川浄水場取水導水管布設工事において、当初の予定から2億円程度の変更契約が発生しているがその理由は。当初の設計が甘いのでは。

答2 周辺環境対策として防音ハウスを設置したことと施工の安全確保のための地盤改良を行った。また、想定以上の硬岩であったためシールド機のビット交換回数が増加したため1億9,425万円の設計変更が発生した。近頃、追加変更契約の頻度が高いので、当初設計の段階できっちり精査するよう担当には指示を出している。

問3 口径150mm以上の基幹管路の耐震化率が9.56%、全管路の耐震化率は5.94%であるが、この調子では耐震化完了に100年かかる。方針の変更はできないか。

答3 平成28年度からの計画の中で、耐震化のスピードアップも盛り込んでいきたいと考えている。

問4 車両のリースを随意契約で行っている理由は。また契約単価に決算額で大きな差が発生しているのはなぜか。

答4 当初契約時点では4者の見積もり合わせを行い、安価な業者との随意契約で5年

程度の契約としている。契約期間終了後引き続き使用できる車両については、再度随意契約で2年程度のリース契約を行っており、契約単価もさらに安価になっている。今後は、市の指導もあったため、当初契約については、事前に債務負担をとり入札を行う。

問5 車両については、リースより購入したほうが安くつくのではないか。

答5 購入する方がリースより安くなると思うが、リースには車検などの保守が含まれているため、事務の軽減につながることや、経費的には支出額が平準化できることもありリースとしている。

問6 監査意見書に「引き続き人件費などの経費削減に努める」との説明を受けたと記載されている。今夏のように水害等の対応も必要であるが、人員は足りているのか。

答6 経費削減について、特に人件費の削減に取り組んできた。人員の削減として民間委託できる部門は委託としていくがそれ以外は難しい。既に営業課業務は包括委託済みであり、浄水場運転管理業務の委託は検討中である。

論点 2 宝塚市上下水道事業経営改革プランとの整合性について

<質疑の概要>

問1 地下水枯渇の根拠について、深井戸の取水量が減っているのは取水量を減らしているのか、取水可能な量が減っているのか。

答1 深井戸について、井戸ごとに水位計を設置して水位が一定となるよう調整しながら取水しているが、地下水の賦存量に限界がきており、平成17年頃から取水できる水量が減少している。

問2 小口径の世帯への料金見直しにより約2千万円の減となるなど、収益がマイナスになっている。赤字も増加しているが、どのような経営の見直しをしているのか。庁舎の建てかえや管路の耐震化もあるが、うまくいっていないのでは。

答2 利用者の不公平感があったため料金体系を見直した。2千万円の収益減については営業課業務の包括委託により対応できると考えている。赤字体質の原因については、節水等により給水収益が予想以上に減少したことや繰入金金の減もあり、分担金についても見込みより減少したためである。また、電気料金の値上げについてプランに盛り込んでいなかった。赤字解消については、平成28年度からの次期計画において取り組む。平成25年度の決算時点で資金残が約59億円あり、平成40年から45年までは資金が残ると見込んでいる。

問3 阪神水道企業団からの水道水の供給により、小林浄水場と亀井浄水場を閉鎖した後も、井戸を緊急用として残すのか。また、閉鎖後の浄水場の跡地はどうか。

答3 阪神水道企業団からの水道水供給により小林浄水場と亀井浄水場を閉鎖しても、小浜浄水場と小林浄水場は、口径 250mmの管で接続されており、水のやり取りができ、小浜浄水場の浄水能力には余力があるため対応可能である。阪神水道企業団からの水が止まった時でも惣川浄水場や県営水道により対応でき、大断水は避けられると考えている。井戸については国とも協議して考える。跡地については、水道としては売却したいと考えているが、財産を持っていた方が将来的に有利であるとの考えもあり、市全体として最も望ましい形を検討して決定していきたい。

問4 給水収益の減については、水道水の使用量の減や飲料水の販売量がふえていることが理由とも考えられる。飲料水の安全を求めて購入がふえていると考えられ、家庭用の飲料水のタンクなども販売されている。水道水も安心して飲んでいただけるよう信頼を得る必要があるのではないかと。

答4 水道水についてはモニター調査では、飲料用と調理用で1人1日5リットルの水を利用している。使用量の減については、食器洗浄機や節水型トイレ等節水機器の普及という要因もある。水道局としては、今後も安全安心な水のPRに取り組んでいきたい。

問5 水道マスタープランでは、武庫川右岸で1日33,000 m³の給水量となっていたが、この数値の根拠は。また阪神水道企業団からの受水量の根拠は。

答5 水道マスタープランでは、全市の給水量を1日あたり最大86,300 m³としており、右岸、左岸の人口比により按分すると右岸は33,000 m³となる。なお、阪神水道企業団からの受水量については県営水道からの水を約5,600 m³右岸に供給するため、残りの27,350 m³を阪神水道企業団から受水することになる。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	認定（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第86号 平成25年度宝塚市下水道事業会計決算認定について

議案の概要

平成25年度下水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するもの。

平成25年度末の水洗化人口22万8,250人、年間有収水量2,367万9,078立方メートル、有収率89.4パーセント。

収益的収支については、仮受仮払消費税を含む決算額で収入総額37億5,323万3,915円、支出総額38億8,656万2,081円で、差し引き1億3,332万8,166円の赤字となり、消費税等に伴う経理処理をした結果、当年度は、1億2,658万9,151円の純損失となった。

また、資本的収支については、収入総額12億7,726万5,235円、支出総額30億9,762万2,969円となり、差し引き18億2,035万7,734円の資金不足が生じたが、損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんし、未払金で措置した。

論 点 1 経営状況について

<質疑の概要>

問1 資金不足となっているが、今後どう解決していくのか。

答1 6年連続で単年度赤字となっており、平成25年度末での累積欠損金は13億7千万円余で、5千万円余の資金不足となっている。厳しい経営状況であることから、平成26年度から4年間、水道事業会計から6億円の長期借り入れを行い運転資金に回している。今後の経営状況は水道事業以上に厳しい状況であり、平成26年3月に審議会に諮問し、現在、下水道事業経営のあり方全般について審議中である。

問2 職員数はぎりぎりまで削減している。料金改定を行うしかないのではないか。

答2 審議会では、上下水道局としての経費節減、一般会計からの繰出金の考え方、水道料金のあり方の3点から総合的に検討していただいている。今年度中に答申をいただけたと考えており、それに基づき料金改定が必要であれば議会に提案する。

問3 重要な污水管路の長寿命化・耐震化事業の状況は。

答3 平成24年度から平成27年度で3億円の総事業費を計上して執行する計画としており、20年を経過した污水管路310kmのうち約7kmの最重要な長寿命化計画路線について、平成27年度末に23%達成を目途として整備を進めている。現在、右岸左岸ともカメラ調査を完了し、左岸の国庫補助対象となる損傷度合を見極め

その部分については100%発注し工事を進めている。右岸は本年12月頃を目途に国の長寿命化計画の認可を得るべく国、兵庫県と調整中であり、調整が取れ次第平成26年度の予算執行を行いたい。

問4 人件費が平成24年度と比べ削減となっているが、職員数は足りているのか。

答4 平成24年度、平成25年度ともに24名であるが、再任用職員への置きかえ等で人件費の削減となっている。今夏の水害の実態ではこれ以上の削減は難しい。審議会でも、今後大きな削減は難しいとの意見が出ている。

論点2 宝塚市上下水道事業経営改革プランとの整合性

<質疑の概要>

問1 市民一人あたりの企業債残高が高いと監査からも指摘されているが、どう考察しているか。

答1 近隣との比較では、例えば伊丹市とは資本費平準化債を差し引くと同じくらいの規模となる。企業債償還との兼ね合い等もあり、それだけでは経営状況の判断はできない。企業債残額を事業収益で割ると、各市とも同じくらいである。

問2 車両のリース契約について、随意契約としているものの根拠は。

答2 いずれも平成23年度以前に当初契約を行ったものであり、年度当初は、契約行為が前年度となるため、年度開始前の契約は予算執行ができないことから、見積もり合わせをし随意契約を行った。平成23年度に市長から債務負担をとり入札を行うよう通知があったため、現在までに該当するものはなかったが、今後新規に契約を行うものについては入札により契約する。

問3 車両のリース契約について、平成18年の地方自治法改正により長期継続契約が認められているが、なぜ随意契約としており、長期継続契約を行っていないのか。

答3 従来、見積もり合わせの後、随意契約を行っていたが、地方自治法の改正を受け、すべて入札に変更するのではなく、担当課の意向を確認しながら、徐々に適用を広げていったものである。今後は長期継続契約に対応していく。

論点3 災害対策について

<質疑の概要>

問1 雨水管の排水能力は1時間あたり46.8mmであるが、水路等を含めた地域の排水能力はどうか。

答1 水路等の排水能力も46.8mmであり、上流からの流量も含め排水できるよう雨水路網の整備を進めている。

<p>問2 1時間あたりの雨量が46.8mmを超えるとあふれるのか。</p> <p>答2 計画としてはあふれることになるが、地域によって差がある。1時間70mmを超えると注意が必要である。</p> <p>問3 流域下水処理場も海に面している。震災があり津波で被害を受けた場合の下水の処理はどうなるのか。</p> <p>答3 武庫川流域協議会で協議し、異常があれば、まず各市にホットラインで連絡がある。4mの津波であれば耐えられるよう造られており、県では更に防潮堤を高くするよう計画をしている。電気が止まった場合は自家発電で対応し、処理場の構造物まで被災した場合は、塩素処理のみで大阪湾に放出することとしている。今後、メガソーラーシステムも導入する予定である。</p>
<p>自由討議 なし</p>
<p>討 論</p> <p>(賛成討論)</p> <p>討論1 下水道事業の赤字は本市のみ。料金値上げもされる可能性があるが、リース契約においても事務執行に疑義があり、もっとしっかりしないと値上げの前にもっと経営努力ができるのではと市民に言われることになる。再度気を引き締めてしっかりと経営していただきたい。</p>
<p>審査結果 認定 (全員一致)</p>

平成26年第4回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第89号 財産（災害対応特殊救急自動車）の取得について	
議案の概要	
<p>近年、増加を続ける救急需要に対応し、救急体制の充実強化を図るため、災害対応特殊救急自動車1台を取得し、西消防署に配置しようとするもの。</p> <p>取得金額は、2,019万6千円で、神戸市須磨区大池町3丁目1番1号、兵庫トヨタ自動車株式会社特販営業所から取得しようとするもの。</p>	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1	今回はじめて車両と資機材を分けて入札することになったが、効果は。
答1	資機材の入札が済んでいないので、金額的に効果があったかどうかは現時点では判断できない。
問2	今回のように分割入札をしている、阪神間他市の状況は。
答2	救急車の車両と資機材の分割入札を行っているのは西宮市のみで、それ以外の市は一括で入札を行っている。
問3	救急車が事故にあったときの対応は。
答3	現在本市で通常稼働している救急車は6台あり、事故、車検等の時など非常用の1台とあわせて7台で運用している。
問4	今回救急車を1台増車させたことに伴う、救急救命士の体制は。救急救命士が不足することはないか。
答4	10月1日より雲雀丘出張所に新たに救急隊を1隊ふやし、7隊運用とする。現在消防本部全体で53名の救急救命士が所属している。そのうち36名が現場で従事しているが、他部署で勤務している救命士を含め10月の定例異動で各隊が平準化した状況で対応できる体制を考えている。
自由討議 なし	
討 論 なし	
審査結果 可決（全員一致）	

議案番号及び議案名

- 議案第92号 市道路線の認定について
- 議案第93号 市道路線の認定について
- 議案第94号 市道路線の認定について
- 議案第95号 市道路線の認定について
- 議案第96号 市道路線の認定について
- 議案第97号 市道路線の認定について
- 議案第98号 市道路線の認定変更について
- 議案第99号 市道路線の認定変更について
- 議案第100号 市道路線の認定変更について

議案の概要

（議案第92号～第97号）

都市計画法第40条第2項による土地の帰属により、市道路線の新規認定をしようとするもの。

（議案第98号～第100号）

都市計画法第40条第2項による土地の帰属により、市道路線の認定変更をしようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 市道4425号について歩道上に電信柱があるが、バリアフリーの観点からも通行の妨げになる歩道上の物体は市道認定前に極力外すべきと考えるがどうか。

答1 山手台の開発において、電信柱については原則道路外の民地にある植栽帯に設けるようにして、道路の有効活用を図ることにしている。この道路は電信柱の配置上歩道部分にきてしまっているが、今後全体的な電信柱の配置については事業者と調整していきたい。

問2 特に歩道における物体は通行の妨げにならないようきっちり設計すべき。都市では電柱の地下埋設もはじまっており、宝塚でも考えては。

答2 ガス・水道は地下埋設だが、電気の地中化は難しい。道路にはガス・水道・電気を通す場所という役割もあるので、やむを得ないこともあるが、極力通行を阻害しないような設計に努める。

問3 市道4417号線の歩道の勾配は。平準化はできなかったのか。

答3 歩道が軽い山の形状になっており、中央から1.2%と6.4%の下り勾配になっている。基準の勾配は5%までだが、地形上やむを得ない場合は8%までの勾配が認

められており、道路の使い勝手から階段処理にするよりは坂道とした。また、土地利用の観点から平らに削ることも困難である。

問4 階段の認定が3件あるが、排水対策については協議をしたか。またその結果、対策をとったか。

答4 階段部については、極力水が入らないよう、また入った場合速やかに水を抜くよう指導しており、今回の件も上端部には排水溝を、下端部には歩道と車道間に溝を設置している。

問5 エイジフレンドリーシティや福祉のまちづくり条例の観点からも、電線の地下埋設の方向性はあったのでは。市としてそれをどのように取り扱っているか。

答5 地下埋設の共同溝の設置は、電気なら線を管理する事業者が、電線の管理コストと電気の供給益のバランスから判断して行っているのが実態であり、戸建ての開発では採算がとりにくい。地下埋設の路線を決め、告示して各事業者が合意して初めて実現するので、道路行政的には共同溝設置を目指せる路線を指定して事業者に働きかけをしていく。

問6 電柱の地下化が事業者任せになるのはおかしいのでは。今回の開発で地下化の交渉はしなかったのか。

答6 地下化の話はなかったが、公道における障害物となる電柱を減らすには、地下埋設だけでなく、今回のように民地部分に電柱を設置する案も考えられている。バリアフリーのまちづくり実現のため、色んな方法を駆使し検討していく。

問7 電柱だけでなく、歩道上のポールも障害物になっているのでは。また、歩道とポールの色も近く、見えにくい。目立つように反射板をつけるなどの配慮は。

答7 スペースの広い歩道には不法駐車禁止のためポールを設置している。反射板等の配慮は今後考えていきたい。

自由討議 なし

討論 なし

審査結果

議案第92号 可決（全員一致）

議案第93号 可決（全員一致）

議案第94号 可決（全員一致）

議案第95号 可決（全員一致）

議案第96号 可決（全員一致）

議案第97号 可決（全員一致）

議案第98号 可決（全員一致）

議案第99号 可決（全員一致）

議案第100号 可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第104号 損害賠償の額の決定について

議案の概要

平成26年6月22日に宝塚市千種1丁目の市所有の都市計画道路予定地において、立木の管理が不十分であったため、枯れていた立木が隣接する駐車場内に落下し、駐車されていた普通乗用自動車の後部に接触し、損害を与えた事故に対する損害賠償の額を70万円に決定しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 代車代が197,640円とのことだが、通常保険を使えば1日5～6千円のはず。修理代も502,360円と高いが、車種、年式、修理箇所は。

答1 修理期間に21日間を要し、1日当たりと月契約の代車代を比較し、月契約金額の方が安価だったのでその金額になった。車種はトヨタプリウスα、年式は平成24年登録、修理箇所はリアゲート破損のため交換、屋根の傷、ドアとバンパーの傷。ドアは脱着したうえで塗装している。

問2 3年以内の新車なので、リアゲート交換は仕方ないが、ドア脱着の必要はあったのか。また、21日間という修理期間は長いのでは。

答2 修理入庫した日が8月31日、納車が9月20日であった。部品の取り寄せに時間がかかったものであるが、修理内容については、市職員の一級整備士の意見も聞き妥当と判断した。

問3 6月22日の事故なのに修理入庫が8月31日なのはなぜか。期間があきすぎているのでは。

答3 駐車場の管理会社から事故翌日の6月23日に市へ報告を受け、その後管理会社に確認した所有者に市から連絡をとり協議をした。修理までの時間がかかった理由は、相手方の都合もあるが、全国市長会市民総合賠償補償保険に保険適用かどうか確認をしていたため。結果倒木防止等の対策を行っていなかったことから保険適用されず、過失割合について市担当弁護士との相談や相手方との協議等が済んだ後の修理となった。

問4 市は現地確認をしたのか。

答4 現地確認の写真は管理会社が撮っている。翌日市が現地確認をした時には、倒木は片づけられていた。車の傷の確認はその時に市職員が行っている。

自由討議	なし
討 論 (賛成討論)	討論1 市が事故未然防止の対策をとっていなかったのはやはり問題。また、修理に時間がかかりすぎるなど気になる面もある。市内一円もう一度確認し、今後同様の事故の再発がないよう、事前対策をしっかりしてほしい。
審査結果	可決 (全員一致)